令和８年度（２０２６年度）熊本県障害者施策推進審議会

日時：令和８年１１月１３日（金）午後２時から午後４時まで
場所：ホテル熊本テルサ　３階　たい樹

会　議　次　第

１　開会あいさつ

２　議題
（１）くまもと障がい者プラン（第６期熊本県障がい者計画）の進捗状況について
【資料１】

（２）熊本県障がい福祉計画（第７期熊本県障がい福祉計画・第３期熊本県障がい児福祉計画）の実績等について
【資料２】

（３）令和８年度障がい者のための施策に関するアンケート調査について
【資料３】【参考資料１】

（４）次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について
【資料４～７】【参考資料２】

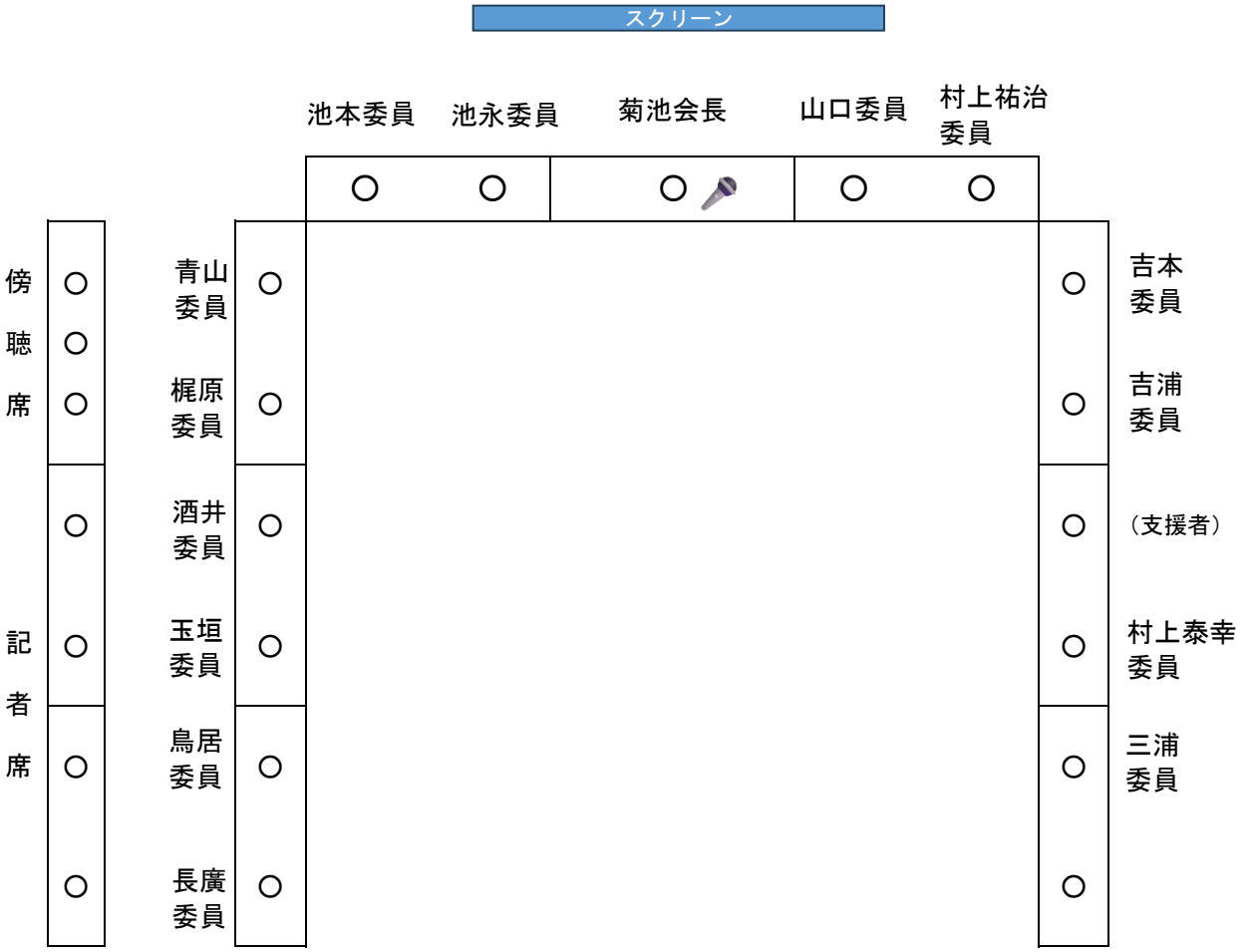
３　閉会

【配 付 資 料】
■資料１　くまもと障がい者プラン（第６期熊本県障がい者計画）進捗状況について
■資料２　熊本県障がい福祉計画（第７期熊本県障がい福祉計画・第３期熊本県障がい児福祉計画）（令和６年度～令和８年度）数値目標実績一覧
■資料３　令和８年度障がい者のための施策に関するアンケート調査結果（概要版）
■資料４　次期熊本県障がい者計画等の策定について（案）
■資料５　熊本県障がい・障がい児福祉計画　概要
■資料６　熊本県障がい福祉計画（第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画：令和９年度～令和１１年度）　概要
■資料７　熊本県障がい福祉計画（第８期熊本県障がい福祉計画・第４期熊本県障がい児福祉計画：令和９年度～令和１１年度）　素案
▸参考資料１　令和８年度障がい者のための施策に関するアンケート調査結果
▸参考資料２　国基本指針と熊本県計画の概要

令和８年度（２０２６年度）第１回熊本県障害者施策推進審議会

配席図

令和８年（２０２６年）１１月１３日（金）午後２時から午後４時まで
ホテル熊本テルサ３階　たい樹



出入口

原参事　杉主任主事	廣岡補佐　長嶺審議員	久原部長　本田局長	佐方課長　野田補佐	中島補佐　奥村主事		
廣瀬相談員　坂本参事	宮崎主幹	地域支え合い支援室	高齢者支援課	認知症施策・地域ケア推進課	井伊主幹	井手主幹　北園主幹
子ども未来課	社会福祉課　健康づくり推進課	精神保健福祉センター	広報課	防災推進課	市町村課	交通政策課　労働雇用創生課
担い手支援課	むらづくり課　道路保全課	建築課	営繕課	住宅課	施設課	特別支援教育課
社会教育課　図書館	生活安全企画課　通信指令課					

熊本県障害者施策推進審議会委員名簿
（任期：就任の日から令和９年１１月６日まで）

（50音順）

	氏　名	所属等	職名等	備考
新	あおやま ともひろ 青山　智弘	熊本県発達障害当事者会Little bit	顧問ソーシャルワーカー	
	あらき くにお 荒木　邦生	公益社団法人熊本県精神科協会	会長	欠席
新	いけなが ゆきお 池永　幸生	熊本県議会厚生常任委員会	委員長	
	いけもと しんいち 池本　愼一	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	常務理事	
新	かじわら けいこ 梶原　桂子	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい福祉課	課長	
	きくち てっぺい 菊池　哲平	熊本大学大学院教育学研究科	教授	
	さかい きよみ 酒井　清美	熊本県障害児・者親の会連合会	副会長	
	すやま こ 陶山　えつ子	熊本難病・疾病団体協議会	代表幹事	欠席
	たけだ つとむ 竹田　勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長	欠席
	たまがき かずこ 玉垣　和子	熊本県中小企業家同友会 ダイバーシティ委員会	理事・ダイバーシティ委員長	
	とりい よしふみ 鳥居　佳史	熊本県町村会 （芦北町健康福祉課）	課長	
	ながひろ ゆき 長廣　幸	熊本難病・疾病団体協議会	事務局長	
	みうら たかこ 三浦　貴子	熊本県身体障害児者施設協議会	会長	
	むらかみ やすゆき 村上　泰幸	一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会	理事	
	むらかみ ゆうじ 村上　祐治	熊本県自閉スペクトラム症協会	副会長	
	やまぐち 山口　さゆり	熊本県知的障がい者施設協会	副会長	
	やまだ さとし 山田　怜	熊本労働局職業安定部	部長	欠席
新	よこがわ おさむ 横川　修	熊本県教育委員会事務局 県立学校教育局	総括審議員兼県立学校教育局長	欠席
	よしうら みき 吉浦　美貴	社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会『つなごう会』	本人会員	
	よしもと しょうこ 吉本　尚子	熊本県精神障害者団体連合会	正会員	

熊本県障害者施策推進審議会について

「熊本県障害者施策推進審議会」（以下「審議会」という。）は、障害者基本法（以下「法」という。）第３６条及び熊本県障害者施策推進審議会条例に基づき設置する合議制の機関で、内容は以下のとおりです。

１　審議会の委員構成等

（１）人数

２０人

（２）委員構成

関係行政機関の職員（厚生労働省熊本労働局、県内の市町村の職員等）、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者等

２　審議会委員の職務内容

（１）県障害者計画の策定に当たり、意見を述べること。（法第３６条第１項第１号）

（２）県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。（法第３６条第１項第２号）

（３）県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。（法第３６条第１項第３号）

３　審議会の開催

・年１～３回（３回は計画策定作業の年度）

【関係法令】

〇障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）（抄）

（障害者基本計画等）

第１１条　（略）

２　都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

３～４　（略）

５　都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たつては、第３６条第１項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第３６条　都道府県（地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市という。」を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一　都道府県障害者計画に関し、第１１条第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

２　前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

３　前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

４～５　（略）

令和８年度（２０２６年度）熊本県障害者施策推進審議会
事務局名簿

所属		職名	氏名
健康福祉部			
	部長		久原　美樹子
	子ども・障がい福祉局	局長	本田　敦美
	障がい者支援課	課長	佐方　美紀
		審議員	長嶺　宏則
		課長補佐	野田　暢紀
	（総務班）	主幹	井伊　宏憲
	（企画共生班）	課長補佐	廣岡　俊治
		参事	原　麻梨子
		主任主事	杉　貴仁
		広域専門相談員	廣瀬　眞由美
	（社会参加班）	主幹	宮崎　龍一
		参事	坂本　将幸
	（サービス向上班）	課長補佐	中島　秀男
		主事	奥村　達也
	（発達障がい・療育班）	主幹	北園　恵
	（精神保健福祉班）	主幹	井手　正顕
	健康福祉政策課 地域支え合い支援室	課長補佐	原田　崇央
		主任主事	松岡　知佐
	高齢者支援課	主幹	松坂　孝介
	認知症施策・地域ケア推進課	課長補佐	時吉　啓通
	社会福祉課	課長補佐	矢津田　敦子
	子ども未来課	課長補佐	尾﨑　泰則
		主幹	須藤　牧子
	健康づくり推進課	主幹	堤　泰裕
	精神保健福祉センター	主幹	小田　友子

令和８年度（２０２６年度）熊本県障害者施策推進審議会
事務局名簿

所属		職名	氏名
知事公室			
	広報課	主幹	前　光祝
	防災推進課	主幹	甲斐　博旨
総務部			
	市町村課	課長補佐	宮本　敬士
企画振興部			
	交通政策課　公共交通強化室	課長補佐	善本　幸弘
環境生活部			
	消費生活課	－	（欠席）
商工労働部			
	労働雇用創生課	課長補佐	坂本　稚晴
農林水産部			
	担い手支援課	主幹	松下　啓二
		技師	飯田　敏博
	むらづくり課	主幹	浴野　祥予
土木部			
	道路保全課	主幹	木下　道
	都市計画課	－	（欠席）
	建築課	主幹	森髙　俊一
	営繕課	課長補佐	木下　秀昭
	住宅課	主幹	寺坂　美紀
教育委員会			
	施設課	主幹	坂本　一也
	特別支援教育課	主幹	今村　郁己
	社会教育課	主幹	山口　圭介
	図書館　情報支援課	参事	山形　あき子
熊本県警察本部生活安全部			
	生活安全企画課	犯罪抑止・繁華街対策係長	米村　亮
	通信指令課	初動指導係長	清川　徹

熊本県障害者施策推進審議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 15 号）

（趣旨）
第１条　この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。
２　委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

（任期）
第３条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長）
第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）
第６条　審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（雑則）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 57 年 6 月 23 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成 6 年 6 月規則第 33 号で、同 6 年 6 月 1 日から施行)

附　則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 12 年 12 月 20 日条例第 78 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附　則(平成 16 年 10 月 1 日条例第 54 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 80 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。(政令で定める日＝平成 17 年 4 月 18 日)

附　則(平成 23 年 10 月 14 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 6 日条例第 16 号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)附則第 1 条第 1 号の政令で定める日から施行する。

(定める日＝平成 24 年 5 月 21 日)